

Title	戦後日本労働運動史の研究方法について：戦後労働組合運動の戦前との連続性の問題に関連して
Sub Title	On the study of the post-war labour movement in Japan
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.11 (1970. 11) ,p.805(1)- 820(16)
JaLC DOI	10.14991/001.19701101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19701101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後日本労働運動史の研究方法について

——戦後労働組合運動の戦前との連続性の問題に関連して——

飯 田 鼎

- (1) 戦後労働組合運動研究の方法
- (2) 戦争直後の争議形態とその意義
- (3) 戦前の運動と戦後の運動
- (4) 企業別組合と工場委員会

(1)

わが国に労働運動が本格的な展開をみて以来、70年以上の歳月が経過したといわれる。しかし太平洋戦争後4半世紀にわたるいわゆる戦後労働運動史を顧るとき、これを目撃し、体験した者は誰も新たな感慨を禁じえないであろう。それは日本の全労働者階級の運動の歴史のなかで一体どのような地位をしめるものであろうか。25年たった今日、それは更めて検討されるべき問題となりつつあるのではなからうか。率直に云って、特異な地位をしめているかのようである。そこでまず問題となることは、第2次大戦前の日本労働運動と戦後の労働運動との関係について、この両者を、連続的にとらえるべきか、それとも、戦後の運動は、戦前の運動とは質的に異なるものとしてとらえるべきか、その連続性の問題である。わが国の労働運動史研究には、一般的に、戦後の運動を戦前からの伝統の上で理解し、その連続性を強調する学説が支配的であるといっても過言ではない。もちろん労働運動が歴史的なものであり、運動の新しい前進は、たえず古い時代の運動の遺産と教訓の上に立って展開されるものである以上、戦後の労働運動も戦前の運動の伝統をうけつぐものであり、戦後の運動にみられるさまざまな積極的な面も、あるいはまた体質的な欠陥といわれる諸特徴も、ある意味では戦前の運動のなかに萌芽的にみられたものであろう。だがそのことは、直ちに戦前の運動を戦後のそれに直接無媒介的に結びつけるには、あまりにも深い断絶がこの両者の間に横たわっているように感じられる。筆者は、戦後の労働運動と、戦前の運動との間には、むしろ質的に異なるものが存在すると考え、戦争直後の労働運動、とくにその後長く日本の労働運動の性格を規定することになった1945年から47年の2・1ゼネ・ストまでの運動の過程を分析しようと試

みるものである。そのなかには、戦後日本労働組合運動の特徴となった企業別組合の形成要因を規定した重大な原因が胚胎していると考えからである。しかしただそれだけではない。第2次大戦の敗北後、日本の民主化過程におこった嵐のような労働組合運動の本質は一体何であったのか。その異常ともいふべき膨脹と発展は、国際的な労働運動の観点からみても注目すべきものであり、事実、経済的窮乏化とインフレーションの昂進ともなる労働運動の革命化という社会現象、生産管理やゼネラル・ストライキ、あるいは経営協議会というような労働者階級の闘争方式は、すでに第1次大戦後のヨーロッパ労働運動に一般にみられた現象であった。だとすれば、戦後日本の労働運動の第1段階ともいふべき1947年までの時期は、ひとり、戦後25年に及ぶ運動史の上においてしめる地位を評価するためばかりでなく、国際的な労働運動史研究にとってもきわめて興味ある問題をひそませているといえよう。そこで歴史的事実が重要であることはいうまでもないが、それとやらんで、この時期の日本労働運動がどのように理論的に整理されているか、それによって、わが国における戦後労働運動史にたいする一定の評価について認識するとともに、それらの評価と、現実の歴史的展開との関連についてふれ、筆者の見解を展開したいと思う。

戦後の企業別組合組織が、今日、動かすことのできないほどの重みをもつほどに定着してしまつた理由は一体何か。これについては、いくつかの代表的な見解をあげることができよう。第2次大戦前の運動との連続的側面を強調する見解とこれに批判的な見解であつて、前者の代表的なものは大河内一男教授であり、後者は高橋洗教授である。大河内氏は、戦後の社会政策研究者の間において広く支持されたところの「賃労働における封建制」ないし「出稼ぎ型賃労働」の形成のなかに求められる。この理論によれば、日本資本主義の後進性の結果として、農村における階級分解の不徹底、農民の「土地からの追放」が完全に行われず、農村は、都市のための相対的過剰人口のプールとしての役割を果たしたため、景気循環のまにまに都市と農村とを往復する「出稼ぎ型」賃労働が、賃労働における日本の特殊性として刻印されるに至つたといふのである。⁽¹⁾このような賃労働創出の日本の特殊性は、やがて賃労働者の意識を規定し、「親方=子方」意識がそのまま「企業一家」意識となり、企業別組合を支える土壌となるといふのであるが、しかし大河内氏は、このような供給の側面から企業別組合の生成要因を探るばかりでなく、その需要の側面からもこれを説明しているところに特徴がみられる。すなわち大正末期から昭和初期にかけての独占的大企業による労働市場の分断政策のなかに求める見解であるが、この両者の関連は必ずしも明確にのべられていない。このような戦前のわが国労働組合と戦後の労働組合との連続性の強調の上に、大河内氏の企業別組合論が組み立てられていることは疑いえない。⁽²⁾

ところが高橋教授の理論は、まず、賃労働の創出(=供給)側面からの説明と需要側面からのそれ

注(1) 大河内一男「黎明期における日本労働運動」(岩波新書)、14—15頁。

(2) 大河内一男「日本的労使関係の特質とその変遷」(日本労働協会雑誌、創刊号)参照。

とのギャップ、それらの相互関連の不明確を衝くとともに、宿命論ともいふべき大河内氏の見解⁽³⁾を克服すべくその論理を展開される。まず高橋氏は、大友福夫教授の戦後日本の労働組合の本質規定、すなわち、わが国の労働組合は、第1次世界大戦中におこった工場委員会と労働組合との複合的な性格なものであるという視点に立ちつつ、また日本資本主義の後進性の結果として自生的な職能的熟練の形成と再生産が、きわめて不十分であったことを定説として認めながら、しかしそのみをもつてしては、戦後の企業別組合の発生要因を説明することは困難であるとして、企業別組合の歴史的必然性を、「防衛的契機と闘争的契機」の両方の関連のなかに見出す⁽⁴⁾。この見解によれば、企業別組合の発生要因は、戦後の労働組合運動の主体的な闘争の姿勢とこれをとりまく客観状勢、労資の力関係のなかに形成されたというわけである。この見解は、戦後のわが国における企業別組合の形成が、戦前からの伝統というよりは、戦後の労働者階級の主体的条件と客観的条件のなかにその要因をもっているという点で、特異なものである。

以上のような大河内、高橋両教授の見解からは、つぎのような重大な結論がでてくる。戦前との連続性を強調される大河内氏の場合には、企業別組合は、戦前の伝統をうけついで、戦後においては、むしろこれが拡大再生産される形をとつたとする解釈となり、当初から横断組合にひろがる可能性はなかつたという論理的必然性をもっているのにたいし、高橋氏の見解は、異常な戦後の状況と労使の力関係が、横断組合にも企業別組合にも、要するにいずれの方向にも開けていた組織が、主として資本の圧力によって企業別に分断されるに至つたということになる。この両者のいずれの立場をとるか、それによって、現在の日本労働組合運動にたいする視点もまた変わってくることになる。

ところで、以上のような大河内、高橋両氏のきわめて対照的な理論にたいして、やはり、連続説の立場をとるものとして、藤田若雄氏の見解が注目される。藤田氏は、その論文「全日本産業別組合会議の運動」⁽⁵⁾のなかで、つぎのようにのべておられる。「戦前の労働組合運動と戦後の労働組合運動の断絶が問題とされることはあるが、それはむしろ表面的な現象であつて、わが国の労使関係との関連からみれば連続しているのである」とのべておられる。このような立論の根拠として、戦前戦後の2つの左派労働組合主義を結ぶ環として、年功的労使関係を取りあげ、年功的労使関係の形成期に組織された戦前の左派労働組合主義ないし合法左派労働組合主義は戦後においては、日本

注(3) 「……出稼ぎ型賃労働は、日本資本主義が己れの胎内から生み出した特殊な労働者型であつて、それは良かれ悪しかれ日本経済にとっては宿命として負わされたものであり、一切の労働問題を根本的に制約するものであつた」(大河内、前掲、「黎明期の日本労働運動」7頁)。

(4) 高橋洗「日本的労使関係の研究——「企業別組合」の構造と機能を中心として——」未来社、1965年、27—28頁。

(5) この問題についての藤田教授の基本的な見解の展開は、すでに大著「日本労働協約論」東大出版会、1961年の中で明らかにされているが、労働運動論の立場からは、この論文がもっともよく教授の立場を代表する。講座「日本の労働問題」IV、労働組合運動史、弘文堂、1962年所収、但し、「労働組合運動の転換」日本評論社、1968年、に再録、本稿においては、後者による。なお、このほかにも、「労働組合の組織と運動」ミネルヴァ書房、1962年、および「第二組合」日本評論社、1960年が有益である。

的労働組合主義として、主体的要因としては共通性があることを強調する。敗戦にともなう戦前秩序の崩壊は、年功的労使関係のなかにうっ積していた忠誠にたいする反逆の精神を爆発させたが、同時にそれは新しい条件の下で、学歴別年功秩序の維持および固定化を促進することになったというのである。これは、Weberの「エートス論」の適用による著者独自の観点であり、示唆するところが少なくない。しかし、それだけに連続説を徹底的におしすすめたものということができる。しかし筆者は、以上の3者のいずれにも批判的である。強いていえば高橋氏に近いが、帰するところこれは企業別組合論をめぐる問題であり、その発生要因をどこに求めるかという点に帰する。筆者はやはり、戦前の伝統というよりは、戦後の新しい状況の展開とそれに対する労働者階級の主体制の問題および政党による指導性の問題に注目する。自然発生性の強烈な発現に必ず目的意識性=指導性の確立に問題があったのではないかと思う。この点を中心として考察を進めることにしよう。

(2)

敗戦直後日本の労働運動が、占領軍による「上からの」政策として推進されたとしても、そこで主導的な地位を占めた人々が、戦前からの、いわば「生き残り」であったとすれば、彼らが、たんに占領軍の「かいらい」として動いたのではなく、戦前の運動体験や組織活動の経験を十全に生かして、運動の復活に相応の主体性をもってとりくんだことは、今日のわれわれにもよく理解できることである。戦前の組合指導者と無産政党の黨員たちが、一斉に立ち上がったとき、戦前の組合運動の分裂状態の反省から、全国的な統一労働組合をつくらうという気運が盛り上がってきたのであった。戦前におけるわが国の労働組合の全国的組織は、右派として日本労働総同盟、合法的な左翼を代表する組織としては日本労働組合全国評議会によって二分されていたが、戦後はこのような分裂状態を清算して、真に統一的な強力な national centre を結成するために、1945年10月10日、労働組合懇談会が開催されたのであった。その席上、(1)戦後の労働組合運動は、賃金および労働条件の改善のみならず、破壊された産業の復興のためにも闘う。(2)産業別労働組合の連合体とする。(3)政党加入の自由、以上の3つの原則を確認したといわれる。高野実、松岡駒吉、西尾末広、金正米吉、島上善五郎ほか31名による労働組合組織準備会中央委員会が設けられた⁽⁶⁾。そしてその結果、11月5日、日本労働総同盟が、松岡、西尾、金正等によって結成され、続々と結成されつつあった組合を

注(6) もちろん、戦後まで生き残った戦前の指導者は、戦前の左翼労働組合主義の限界や強力産業別組合の必要性は充分意識していたし、その建設にも意欲をもやしていた。しかしそれが何故充分になされなかったかが問題である。なおこの点については、日本労働協会編「戦後の労働立法と労働運動」1964年、51頁以下参照。

(7) これについてもっとも有名なものは、谷口善太郎「労働組合総評議会史」青木文庫版があるが、そのほかに、日本労働総同盟編「総同盟五十年史」第2巻1966年、直接これにふれるものではないが、重要である。また回想風のものとして、是非一読すべきものは、野田律太「評議会闘争史」中央公論社、1931年がある。

(8) 高野実「日本の労働運動」、岩波新書、1958年、10-11頁参照。

これに加入させるために、共産主義者も、社会民主主義者も労働組合主義者も全力をつくすことを誓ったのである。ここで注目すべきことは、戦後の労働運動についての3原則のなかに、すでにその後の日本労働運動が直面すべき多くの問題を秘めていたことは重要である。すなわち、15年間の長期にわたる戦争による工場・生産設備および固定資本材の破壊もしくは老朽のなかで、生産再開をしなければならなかった労働者階級は、労働運動の担い手である以上に、生産復興の主役でなければならず、連合軍が、米ソの連合勢力という形をとっているにせよ、占領者がアメリカ軍を主力とするものであることは、独占資本主義国の軍事政策によって支配されなければならない歴史的な運命の下にあったことを意味していた。彼らが、日本資本主義の復興を、平和経済建設の名の下に行うことの意味は、かつて日本を破滅に導いた独占資本主義の復位に手を籍すことにほかならなかったのである。この重大な意味は、当時まだ十分に意識されず、また占領政策の枠のなかでは、そのための条件は充分ではなかった。ただ、当時、労働運動の課題としては、独占資本主義の復位とその意味内容の重大性という点を別とすれば、1)生産復興のための闘い、2)組織の再建、3)社会主義政党の建設、以上3つの問題に集約することができるであろう。戦後の争議の第一義的な意義が、生産復興のための闘いであったことは、大規模な争議のほとんどが、いわゆる生産管理闘争であった事実からもうかがうことができよう。

それでは、戦争直後の労働運動には、どのような特徴がみられたのであろうか。1945年10月下旬から、爆発的に起こった争議の特色は、生産管理を要求する自然発生的な運動にあらわれていたが、それは何よりもまず、はげしいインフレーションによる実質賃金の絶望的な低下によって飢餓的状态に追い込まれた労働者階級の生活防衛のためのきわめて自然な抵抗としてあらわれたのである。しかしそれは同時に、経営者の戦争責任にたいする追求であるとともに、経営上の無能にたいする抗議としても現象したのである。日本における大新聞のひとつといわれる読売新聞の争議は、このような状況のもとにおこったのであって、1945年10月23日、従業員は、社長正力松太郎以下、全役員ならびに全局長の総辞職を要求し、新聞の民主体制確立のため、左の事項を決議したのである。

- (1) 読売新聞社従業員組合の結成。
- (2) 社内機構の決定的民主化。
- (3) 従業員の人格尊重と待遇改善。
- (4) 自主的消費組合ならびに共済組合の結成。⁽¹⁰⁾

この4項目決議は、つぎの諸点において、その後の労働運動の発展にたいして、微妙な示唆をあたえるものとなった。まず第1に注目すべきことは、のちに新聞単一労働組合に加入するにせよ、従業

注(9) 太平洋戦争下の労働者大衆による抵抗運動としては、大原社会問題研究所編「太平洋戦争下の労働運動」1965年および「太平洋戦争下の労働者状態」1964年「日本労働年鑑」戦時特輯版が、必読の文献である。

(10) 労働省編「資料労働運動史」昭和20-21年、1951年、7頁以下。

員組合であることが強調されている点である。第2に、太平洋戦争中、戦争に協力した幹部および新聞社の機構そのものが問題とされたことであった。この争議を契機として、「生産管理」が労働運動における流行語となり、また各企業に経営協議会が結成されるに至った。この読売争議は、当時まだ混とんとしていた労働組合運動にたいしてある一定の方向性をあたえ、労働者階級の関心を喚びおこした点ではまさに画期的であったといえよう。だがそれがより徹底的な形で行われたのは、45年12月の京成電鉄の争議であって、その要求貫徹はむしろ勤労意欲をかめ、これによって資本家的な生産サボタージュに対抗する積極的な闘争形態を意識させることとなり、生産管理は、この時期のわが国独特の運動形態として展開されるに至った。

しかしながら、この時点での生産管理闘争、たとえば石井鉄工所蒲田工場の争議⁽¹¹⁾や京成電鉄をはじめとする各企業の闘争は、本来の生産管理闘争というより、企業内民主化闘争の色彩が強く、資本家の手から生産手段を奪取し、これを労働組合の管理に委ねるといよりは、インフレーション政策によって、生産資材の異常な値上りを待ち、不当利得を獲得しようとしていた資本家にたいして、生産再開を迫るための闘いであると同時に、労働組合承認を要求する運動であったといえよう。従って、労働者は最初からこれによって資本家的な生産秩序にとって代ろうというような意図をもたなかったし、当時の指導者もまた明白に打ち出そうとしたわけではなかった。日本の労働者階級にとっては、ロバート・オーエンの社会主義やギルド社会主義はあまりにも馴染みがうすかったし、あるいはアナルコ・サンディカリズムの伝統はあったけれども、それは戦前の労働者階級の間にながら浸透をみせたにとどまり⁽¹²⁾、戦後の労働者階級にとっては、戦前の生き残りか一部の左翼的な指導者を除けば、ほとんど未知のものにひとしかったからである。以上のように、生産復興と企業の再建、平和な日本経済の建設と独占資本の復活、生活防衛のための生産管理と社会主義的な生産管理という両極が、二重写しの如く労働運動に反映し、労働者大衆の自然発生性は、未曾有の規模で昂められたのであって、その怒濤のような盛り上がりは、国際労働運動史にその例を求めれば、第1次大戦後の1918年のドイツ革命があげられるであろう。だがたんにドイツにとどまらず、イギリス、フランスあるいはイタリアなどの諸国の経験もまた教訓的である。このような労働運動の革命期には、自然発生性の強烈な発現と相まって、目的意識性、従って指導性の問題が当然おこってくる。そしてこれによって、労働組合組織および社会主義運動もまた大きな影響をうけるのである。これらの問題について明らかにするために、自然発生的運動の典型ともいべき当時の重要な

注(11) この争議は、比較的早期におこっていることと、日本共産党の直接的指導の下に行われたことが特徴であり、解雇撤回、生産再開、最低賃金の要求をはじめ、さまざまな要求を貫徹し、工場従業員組合が結成された。このように従業員組合という形で、雇主と団体協約を結ぶことが一般的となり、共産党もまたこの企業別組合への滔々たる動きを、工場委員会と労働組合との混合的形態として、その自然発生的闘争(=経済的闘争)の側面を無視して革命的な面のみを評価したのである。なお、資料労働運動史、昭和20-21年、8-12頁を参照。

(12) これについては、荒知寒村「寒村自伝」論争社、1960年、および「総同盟五十年史」第一巻、376頁第3節急進思想の進出と内部対立、を参照。

労働争議について概観する必要がある。

1945年12月、東京芝浦電気株式会社の労働者は、労働組合を結成して、(1)労働組合の承認、(2)団体交渉権の確認、(3)団体協約権の承認、および(4)給料および賃金のひき上げ——(イ)実収の50倍以上、(ロ)右引き上げは1月分より実施、などの諸要求を提出していたが、46年1月これが拒絶されるや、組合側は生産管理を宣言し、1月15日には東京芝浦地区労組協議会を結成した。そして1月22日に至り、更めて9項目を要求し⁽¹³⁾、労働組合の承認、賃金の五倍程度のひき上げ等の条件をもって妥結した。このときの妥結条件にもとづき、東芝関東労働組合連合会および東芝関西労働組合連合会の2組織と会社側との間に、経営協議会規定がとり結ばれたのである。そこには、「意志の疎通を図り、会社の民主的経営体制の確立および会社業務の発展と従業員の幸福増進とにかんする事項を協議するをもって目的とする」と第1条に規定され、取締役社長を会長として、労使双方、各々10名をもって構成され、さらに第9条には、協議事項として①会社の組織および人事の民主的運営および改善にかんする事項、②従業員の労働条件にかんする事項、③従業員の福利厚生にかんする事項、④従業員の給与の標準にかんする事項および⑤第11条に定める経営研究会より提議する事項、となっていることから明らかなように、主として企業内の従業員組織である組合の承認および労働条件の改善のための団体交渉の場として、もっぱら経営協議会が利用されていたことが注目される。すなわち労働者階級が、生産手段を管理して、資本家的経営の排除を目的とするものでないことはもちろん、むしろこの協議会を通じて企業内組合の地位の保障、団体交渉を通じての労働協約の締結などがその主要な仕事であった。従ってその労働協約なるものも、たとえば、第1条にみられるように、「会社の各事業場の従業員は、原則として当該事業場組合の組合員たるべきものとす」と規定されているように、労働組合が事業場ごとに分断され、職業別に横断的に連携するという開かれた姿勢が完全に欠如し、また第2条の「組合は外部の団体に加入し、若しくは之と提携するの自由を有す。組合、加入提携をなしたときは遅滞なく、之を会社に通知するものとす」という規定は、組合の自主性に経営者が干渉しうる余地というものを多分に残していることを物語っている。

以上のように東芝電機の場合、経営協議会とは、個別資本としての会社の再建、生産復興のための労使の協議機関であり、それらを通じて労働条件の改善をなしとげようとするものであった。戦後の一時期においては、このような労使をうって一丸とする形での会社の復興、そこでの経営参加への行動を通じて、労働条件の改善をはかるという形での運動がほとんど支配的であり、資本の論理に労働の論理を対置し、それによって組合組織の拡大強化をはかるものではなく、企業内での生産と分配の論理の上に立った対立であり、結局、労資協調の路線に急速に転化せざるをえなかったのである。

注(13) 「資料労働運動史」、昭和20-21年、「東芝電機」項参照。

これにたいして、もっとも対照的なものは、日本鋼管鶴見製作所の争議であった。これは、文字通り、労働組合が生産を管理して資本の論理に鋭く対決したところの闘争形態であった。12月24日、職員、工員2,000名から成る組合が結成され、①組合の承認、②団体交渉権と罷業権の承認、③待遇改善——現実収の3倍値上げなどを要求したが、①および②は承認されたが、③については拒否された。そこで組合側はこれにたいして生産管理をもって闘うことを通告したが、その形態は、さきの経営協議会の方式とはいじむしく異なるものであり、支配者や政党はもちろん、労働者階級全体にたいして深刻な影響をあたえたものであった。

日本鋼管鶴見製作所は、同川崎工場で製造されていた鉄板用素材を圧延して造船用鉄板としてこれを鶴見造船所に送っていたものであり、日本鋼管の一貫作業の一部を成していた。ところが鶴見造船所が、完全操業を行っていないところから、造船用鉄板製品の在庫が増加し、売れゆきも次第に困難となってきた。そこで組合は、その生産管理体制の責任上、その製造部門の一部を、戦災者むけ建築資材、鉄道用ブリキおよびナマコ板の製造に転換し、このため主として、石炭、運輸、熔鋳関係およびその事務関係の余剰人員があてられたのである。もちろんこれは、他の系列工場の組合との共同闘争という条件のなかで行われたのであり、会社側はこれに緊急に対応しようとして、第三者による調停付託を組合側に申し入れたのであったが、時すでに遅く、組合はこれを拒否し、生産管理体制を整備強化していった。すなわち執行委員会とならんで課長以上の役職者を除外した係長および役付工員の代表から成る各工場委員から選ばれた生産販売責任者会議が組織された。そしてここにおいて一切の事業運営がはかられたのであったが、その組織体制を示せばつぎのとおりである。

執行委員長——管理委員会
(ブレイン・トラスト6名)

┌	常任執行委員会——執行委員会 (70名)
	工場委員会——職場委員会 (生産販売課責任者会議)

この生産管理の特徴とみられるものは、①この運動のなかで、課長以上の役職者は排除されていたが、しかし役職者の地位そのものはふれられず、人事問題について組合が干渉することはなかった。経理関係は、本社人事であるため、経理管理を行うことができず、給料の支払いも、組合が行うのではなく、従来通りの方法と金額をもって本社から支払われたのであった。②福利厚生物資の無断処分が行われたが、一方、生産資材の潤渇や入手難により、生産管理自体が危機的狀態に立ち至ったため、いわゆる労働争議としての性格を脱しえず、崩壊していったことである。③また工場委員会あるいは職場委員会のような組織が出来つつあったが、これらは横断組合の形成と何ら関係するものではなく、むしろ企業別組合への橋わたしの役割を果たすものであったことが明らかである。

以上、読売新聞社、東京芝浦電気および日本鋼管鶴見製作所の3つの争議について、戦後労働運動を代表するものとしてとりあげたが、いずれも生産管理闘争を軸としながらもそれぞれにいちじ

るしい特徴がみられることであり、とくに読売の場合は、企業内民主化闘争、東芝の場合は、生活危機と生活防衛、団結権の擁護、日本鋼管の場合は、この両者より徹底した形での生産管理闘争であったが、共通していえることは、それらの闘争が、いずれも自然発生性のいちじむしい発現であり、従って経済闘争そのものであって、企業内闘争の色彩を濃厚にもち、生産管理闘争においても企業の枠を超えた横の連帯がほとんどみられなかったことである。そこには強烈な自然発生性にたいして、これに対応する強い指導性が欠如していたといわなければならない。

(3)

昭和15年(1940年)の大日本産業報国会の設立と日本労働総同盟の解散宣言によって、戦前の日本労働組合運動は消滅したことが通説とされている。⁽¹⁴⁾ところで問題は、戦後の労働組合運動が、戦前のそれとどのような関連をもって展開されたものであるかということである。戦争直後の労働運動を指導したものは、ほかならぬ戦前の指導者であったとすれば、戦後の未曾有の政治的激動と経済的混乱にもかかわらず、これらの人々が、何程か戦前の運動に想いを馳せ、それへの復帰、すなわち産業別組織を熱烈に希求し、その上で全国的な中央組織の結成を構想していたことは容易に理解できるであろう。しかしそれにもかかわらず、現実の運動の展開は従業員組合の方向へと向っていった。⁽¹⁵⁾すなわちその後の運動の経過は、さきにみたように各企業別に生産管理闘争を、生産復興(=企業再建)の方向でおしすすめ、戦前派幹部の意図した産業別組合ではなく、むしろ企業別組合の方向へとめどもなく発展したのであって、ここには明らかに、指導者と大衆との間における当時の状況下の労働運動の把握の点で、超えがたい認識の差が存在していたことを物語っている。

その差はまず、戦後の労働運動を戦前の組織原則の上で復興しようとする旧総同盟派の指導者と、理念的には総同盟とは根本的に異なっているけれども、組織原則においてはやはり戦前の左翼労働

注(14) 隅谷三喜男「日本労働運動史」1966年、184頁以下。および「総同盟五十年史」第2巻、648頁(第3章戦時下の総同盟参照)。

(15) 高野実「日本の労働運動」(岩波新書)は、戦後労働運動における指導的な人物のひとりの著作として、ドキュメントとしての価値は相当なものであるが、同時に戦後の労働運動のもつさまざまな矛盾を示唆しているように思われる。たとえば、「みんな若く、張りきっていた。私は、勤めを放り出した。そして、東西南北、職場という職場をかけめぐり始めた。徹夜してはピラをつくった。一台の膳写板が、よくも、こんなにまわるものだと思われたほどだ。私らは、ピラをもって、就業時間中の工場へ、やおら、ちんにゅうする。そこで、職人たちにわたりをつけて、演説をはじめ。さっそく要求書をつくってやる。団体交渉に立ち会う。数日にして、何々従業員組合が旗揚げされるのである」(8頁)。このように従業員組合がまず先に出来た。そしてそのあとでこれを基礎として統一的な労働同盟をつくらうとしていたことがある。つぎのようにのべている。「みんなの結論は『今度は、焼野原に家を建てるようなものだ。おなじ、これを建てるなら、バラックを、いくつも建てるのではなくて、大きなビルディングを建てよう。全国の労働者がだれでも、労働組合といったらアレだといって指がさせるような統一労働同盟をつくらなくてはいけない』と」。

ここに引用した二つの文章には、従業員組合=労働組合としながらも、なお統一労働同盟こそほんとうの組合であるという視点がひそんでいる。この時点では、従業員組合は企業別組合になるのではなく、工場委員会のようなものとして考えられていたのではなからうか。

組合主義を目指す人々の対立という組織上の大きな問題をかかえながら、労働組合運動は、長い戦争下の悲惨な生活とげいしいインフレーションによって生存の基盤を根底から失いつつあった勤労大衆の絶望的な怒りが、未曾有のストライキとなって爆発したところにもっともよくあらわれていた。企業内民主化闘争も生産管理闘争も、大衆の間に漲っていた絶望の状態にたいする憤懣と慢性的飢餓状況を無視しては到底考えることができない。だが、労働者大衆の自然発生的な蜂起の状態を、いかに有効に全体としての労働組合運動に利用するかということよりも、旧総同盟派も、左翼労働組合主義者も、この革命的な状勢を、前衛党建設の事業との密接な関連のもとで、それぞれいかに自派に有利に役立たしめることができるかという観点に立っていたことはいまでもない。そしてここに、戦後の労働組合運動の方向を決定的に左右したもっとも大きな原因があるのである。社会主義政党と労働組合運動および企業別組織の関係については、ひとりわが国だけでなく、第1次大戦後のヨーロッパにすでにみられたところであり、第2次大戦直後のわが国の労働組合運動の特殊性を理解するためにも顧みられるべき多くの教訓を秘めているように思う。

戦争後の社会的・政治的混乱と経済的困窮の増大、そしてこれに伴う人心の不安や動揺が、労働運動の昂揚にとって絶好の基盤であることは、すでに第1次大戦後のイギリスおよびドイツの経験からしても明らかである。この両国の体験は、まことにわが国の場合と類似していると同時に、きわめて興味深い対比をも示している。まずイギリスの場合はどうであったか。1918年の総選挙において、戦争責任を負ったアスキス (Asquith) 派自由党とラムゼイ・マクドナルド (Ramsay MacDonald) によって率いられた労働党は、それぞれ 57 および 26 議席しか獲得できず、ロイド・ジョージを主班とする連立内閣は、474 議席という圧倒的優位の下で、次第にたかまりつつあった労働組合運動との対決を迫られるに至った。内閣の重要な政策のひとつは、戦時中にストライキをはじめとする争議行為を禁止していた「軍需産業法」の強制仲裁制の項目を廃棄し、現行賃金率を一定期間、法的最低賃金として維持していくことであった。しかし、イギリスの労働者階級はすでに、大戦中に、労働組合の活動が禁止された状況のなかで、職場を中心とするショップ・スチュワード⁽¹⁶⁾運動を展開し、とくに婦人労働者をはじめ不熟練労働者の熟練労働力にたいする代替現象としての「労働の稀薄化」(dilution)の一般化がすすむなかで、1917年、多数の組合と雇主連合の間に全国ショップ・スチュワード協定が結ばれ、ここに職場における日常的な問題、苦情処理機関としてのショップ・スチュワードは公認されることとなった。だがショップ・スチュワードが承認され、その権限が限定されるに至ったのは、何よりもストライキを回避するためであり、さらにショップ・スチュワー

注(16) 現在では、shop steward は、労働組合の公認された役員であり、労働組合員と密接に職場において接する重要な地位をしめ、活動的分子であることが多いが、19世紀中頃以後、全国的職能別組合の形成期には、組合費の徴集をはじめ、一般組合員のための日常的な組合業務の担当者にすぎなかった。従って非公認であり、それで充分であった。しかし、第1次大戦の勃発と労働争議の国家権力による禁圧、しかも TUC 幹部のこれとのなれ合いのなかで、steward の役割は、たんなる世話役というよりは、職場活動家として、資本家の対労働者支配に対抗する最前線に位置することとなったのである。

ドの諸活動から、自主的=非公認的な性格、換言すれば、戦闘的・反幹部的性格を去勢し、それを資本家・政府に忠誠を誓約した公的労働組合の権威と統制のもとに完全に従属させることにあったといえる。⁽¹⁷⁾ダイリューションをはじめ、出来高払い支払い制度、福利厚生施設などの導入推進にあたって、雇主は何らかの承認をショップ・スチュワードに与える必要性を感じてはいたが、その任命、承認にかんする労働組合の規約がなく、公認、非公認が判別しがたかった。そこでこのような無秩序を克服するために、コヴェントリーにおいてコヴェントリー機械工業労働組合合同委員会が結成され、この委員会が、スチュワードを任命する全部の仕事を個々の組合からとりあげ、みずからスチュワードの信任状を発行するとともに、スチュワードは、各部門で組合に関係なく選出しなければならぬと規定されたのであった。⁽¹⁸⁾

このように、ショップ・スチュワードの運動は、戦時中の職場における消極的な抵抗運動から、戦中、戦後にかけては、従来のクラフト・ユニオンのセクショナリズムを打破する組織的運動に転化し、産業別労働組合運動をおしすすめる力となって作用した。戦後におこることが予想される爆発的な労働争議にたいして、すでに政府は、1916年、ホイットレーを委員長とするいわゆるホイットレー委員会を創設し、戦時下における労資休戦体制、軍需品法のもとでの労資関係を、戦後=平時にまで延長しようとするものであった。

ホイットレー委員会は、全国産業協議会 (National Industrial Councils) のもとに、労働組合と使用者団体との代表で構成される地方協議会 (district councils)、さらにその下には、各企業ごとに経営者代表と被用者として構成される合同の「工場委員会」(Works Committees) をおくことが勧告されたのであったが、この政策は、戦時中、きわめて活発に展開された shop steward の運動の経験にかんがみ、政府および資本家階級が、その運動を企業内に閉じこめ、いやしくも公的な運動、すなわち TUC を中心とする公認の労働運動のヘゲモニーに挑戦しようとする傾向を阻止し、かくしてショップ・スチュワードの運動を工場委員会に包摂することによって、労働組合にたいして従属的な地位に立たしめ、従来、労働者だけの単独の組織であったものを、労資の合同機関とするものであった。その意味では労働運動の尖鋭化に対抗する資本の側の「先取り」であり、その革命的性格を払拭して、労資協調の機関たらしめようとしたものであった。⁽¹⁹⁾こうした資本の側からする「先取り」政策によって、戦闘的なショップ・スチュワードは、非公認の指導者の地位をすてて、次第に公認の労働組合組織に包摂されていったのであって、その結果、この体制内にとどまりえないショップ・スチュワードやその団体は、次第に産業的性格を脱し、とくにロシア革命以後は、政治的な闘争に勢力を傾け、イギリス共産党の成立以後は、これに吸収され、労働運動における少数者の運動と

注(17) 佐野 佐野「産業合理化と労働組合——イギリス労働運動史の一断面——」法政大学出版会、72—73頁。

(18) 佐野、上掲書、75頁。

(19) 佐野、81—82頁。Branko Pribičević, 'The Shop Stewards' Movement and Workers' Control 1910—1922, with a Foreword by G. D. H. Cole. 1959, p. 128.

してとどまったのである。しかし少数者の運動としてとどまったとはいえ、第1次大戦後も比較的活発に運動を展開し、職場において、労働者と密着し、その日常要求を不断にとりあげるといふ伝統的政策は、第2次大戦後の1920年代、赤色労働組合主義の下での全国少数派運動以後、第2次大戦中をへて戦後の現代労働運動において再び復活しつつあるといえる。赤色労働組合主義による少数者の運動としてのショップ・スチュアードの運動が、戦前のわが国における赤色労働組合主義の原型となり、戦前の左翼労働組合主義は、ショップ・スチュアードの運動の日本版であったといふことができよう。戦前においては、労働組合は横断的であったが、非合法に近い状況におかれていたので、ヨーロッパの状況と日本の場合とはほぼ相似的であり、各工場内部に労働者の中核的組織をつくることは必要であった。それによつてのみ、横断組合を強化し、労働運動全体の発展をおしすすめる原動力たりえたからであった。従つてその意味で日本労働組合評議会およびその再組織されたものとしての日本労働組合全国協議会の果たした役割を、正しく評価することは必要であろう。しかし戦後の状況はまったく一変し、戦前では到底想像もできなかったような客観状況の変化が、戦前の左翼労働組合主義に代表される少数者＝戦間的なエリートの運動であることを無効とし、労働大衆のはげしい自然発生性を必然的契機とする経済闘争を中心とするものとなったのである。従つてこれにたいして、もし労働者大衆を訓練して、政治的に目ざめさせようとするならば、戦後雨後の筈の如くに物凄い勢で簇生しつつあった企業別化傾向にたいして指導者は、戦前の経験をたんに鵜呑みにして、これを戦前の労働組合と工場委員会の統一体として革命的運動として楽天的に誤認したり、あるいは旧総同盟幹部のように、本来の労働組合の方向からは逸脱したものであるとして慨嘆したりしていたところに大きな問題があった。要するに、戦後の1945年から47年までの間は、指導性のいかんによっては日本の労働組合運動はどのような方向へでも動かしようのものであったのである。

すでにみたように、第1次大戦中および戦後のイギリス労働運動における特徴は、労働組合総評議会と使用者団体とを中心とする全国的産業別協約を基礎とする公認の労働組合運動にたいして、戦時中におけるこの両者の馴れ合い的態度の結果、各職場および各工場内において反労働者的に作用するさまざまな問題にたいして、対個別資本闘争の次元で、運動が新しい展開をみせたことであつた。そしてこの場合には、産業別ないし職業別組合にたいし、労働運動本来の目的と使命とを自覚させる点で大きな意義があつたのにたいし、戦後のわが国の運動は、こうした産業別ないしは職業別の組合組織を欠いているところで、企業別組織が続々と結成され、同時に産業別組合の建設が並行して行われるという状況であり、両者にはげしい対立緊張や相互に刺戟し合うところの状況、あるいは補完し合う関係が、組織強化の面で生かされることなく、徒らに戦前の伝統としてのイデオロギー論を背景として、政党の系列支配のもとに分裂をくり返すという結果におちいたのである。戦後の1945～47年の間における状況は、さきにも指摘したように、労働運動の指導的

によつては、いわばどのような方向にも赴きえた時代であり、今日の企業別組合組織の支配的傾向の根元は、実にこの時期の運動におけるあまりにもはげしい自然発生性にたいして、これと対立し、支配しうるほどの強力な指導性(＝目的意識性)が、当時の指導者の間に欠如していたことに根元的に因っている。この点では、当時の社会主義政党も、その指導性という点から当然責任があつたのである。

(4)

以上の論述からすでに明らかのように、筆者は、戦後日本労働組合運動において、支配的な傾向となつた企業別組合の強化とこれと裏腹に産業別組合の弱体化の原因を、1945～47年の時期での自然発生性と目的意識性との関連からとらえようとする。その意味では、いわゆる連続説にたいして批判的であるといわなければならない。

連続説の立場を強調される藤田若雄教授は、戦前と戦後をつなぐものとして、まず第1に戦前において形成され、戦後においてその矛盾が拡大されてあらわれたところの学歴別年功制度の矛盾、第2に、戦前の左翼労働組合主義の戦後における組織や政策の全面的な再現に求められている。そしてこの両者を媒介とする「忠誠と反逆」の思想もまた戦後の労働運動を貫くエートスであるとされる⁽²⁰⁾。しかし筆者は、戦後の労働組合運動は、戦前のそれとは質的に異なつたものとみるべきであり、戦前の労働運動のもつ体質的矛盾の再現および拡大として把握することだけでは、戦後労働運動の特質を明らかにすることはできないと思う。藤田教授は、戦後の企業別組合を根底的に規定するものとして、さきの二つの柱とこれを媒介するものとしての「忠誠と反逆」の思想をもって説明される。だが、もし戦前の伝統を強調されるのであれば、戦前においては、企業の外に労働組合があり、工場委員会がむしろ企業内の労働者を組織していたことは、まさしく教授の指摘されるとおりである。従つて、ある意味では、ヨーロッパ的な横断組合に近い形のものがつくられつつあつたわけである。もちろん、これに対抗して、独占の大企業を中心に組合組織の縦断化がすすみ、横断組合はしばしばその内実を奪われていたことは事実であつたにしても、産業別組合やその他の横断組織がもつ指導性は、今日よりもはるかに強力であつたと考えられる⁽²¹⁾。さまざまな矛盾をはらみながらも、一応、横断組合を中核とする労働組合主義が確立されつつあつたにもかかわらず、戦後においてはこのような横断組合に代つて、企業別組合が支配的となつたのは、自明のことながら戦後の労働運動が、戦前のそれとは全く質的にちがつた客観状況のなかではじめられた点にあるのであり、戦前と戦後の連続性をあまりにも過度に強調することは、第2次世界大戦における日本の敗北という歴

注(20) 藤田若雄「労働組合運動の転換」日本評論社、1968年、第1章終戦時の左派労働組合主義。

(21) 小松隆二「戦前『芝浦労働組合』略史」労働運動史研究会編「労働運動史研究」1962年3月号所収。

(22) 「総同盟五十年史」第2巻、第2章労働組合主義の確立、参照。

史的な事件を軽視することになるのではなかろうか。しかしまたその逆のこともまた重要である。すなわち、日本帝国主義の敗北が日本の労働者階級をとりまく状況を決定的に有利にし、質的に転換をもたらしたといっても、それは体制の変革をもたらしたのではない。それは封建的・軍事的帝国主義が打倒されたにとどまり、アメリカ占領軍が、一時期、軍国主義打倒という点では解放者として現われたとしても、資本主義体制の下での占領政策が、プロレタリア革命を許容することは論理的に成立しないことは明らかであった。日本共産党は、企業別組合の結成として発揮されつつあった大衆的エネルギーが、すぐさま革命のエネルギーに昇華されることを信じて疑わなかったのであり、その意味で、戦前の左翼労働組合主義の意図した目的が、占領下において、急速に実現されると信じたところに根本的な誤謬があったのである。自然発生性の爆発的な発現が、そのまま革命につながるものとしたところに目的意識性の欠如があったのである。2・1ストはそうした誤認の総決算であったというべきであろう。この意味で、戦後1945年から47年までの時期は、日本労働組合運動の出発点であるとともに転換点でもあった。自然発生性の強烈な発現としての企業別組合の結成をもって、共産党は「想わざる結果」とみ、総同盟が遺憾の意を表明したにせよ、現状認識にしてもし正しければ、産業別組合の建設をめぐることで、この両者が統一戦線を結成しえたはずである。しかし統一戦線論は、当面の具体的な組織をめぐる問題としてではなく、たえず政党を中心とするイデオロギーの次元に還元され、はげしい論戦が闘わされ、1947年以後は、それが失敗し、統一労働同盟は、イデオロギーの分裂によって崩壊する。

われわれは、戦後日本の状況ときわめて類似した例として、1818年のドイツ革命をみる。ここでは、わが国よりもはるかに革命的諸条件が成熟しながら、結局失敗しなければならなかったヨーロッパ革命の典型を見る。すなわち、第1次大戦の末期に近づいた1917年1月、反戦のための抗議運動として、ライプツィヒおよびデランシュウアイクにストライキが勃発し、1917年4月にはベルリンにおいて200,000~300,000人の金属労働者から成るストライキが勃発し、ついに1918年11月9日には、ベルリンにおいてゼネラル・ストライキがはじまった。かくしてドイツの危機は深まったのである。しかしドイツ帝国の危機を決定的なものとしたのは、キールにおける水兵の叛乱であった。以上のようにドイツ革命の発端をみても明らかなように、ドイツの場合は反戦を目的とする政治ストライキとして、敗戦そして革命の気運が醸成されたのであって、この点において、同じく自然発生性が強烈ではあるにしても、わが国の戦後のはげしい運動が経済闘争に局限されていたのは全く異なる。それはひとつには革命的運動の伝統の差であり、いまひとつは客観的状況の相違であった。すなわち、非合法組織としてのスパルタクス団⁽²³⁾とその指導の下に、革命的オプロイテ(revolutionäre Obleute, revolutionary stewards)が、リヒアルト・ミュラー(Richard Müller)を中心として蜂起を計画するに至った。1917年7月、ケルンにおいて、金属労働者の全国会議が開かれ、

注(23) 当時の社会民主党の組織は、多数派社会民主党(右派、中央派)と独立派(右派、左派(スパルタクス団))に大別される。

10月にはベルリンに革命委員会が結成された。これは、ベルリンの70人の革命的オプロイテを中心として結成されたものであり、これを中核として、帝国議会およびプロイセン議会の独立派が参加したものである。そして1918年1月、革命委員会が開かれ、戦争終結への努力を訴えたのである。⁽²⁴⁾1918年1月28日、ミュラーはベルリンに旋盤工の代表者1,500人からなる会議を召集し、400人の代表者をえらんでミュラーが議長となり、ドイツの民主化にかんするさまざまな決議を採択した。こうしている間にも革命的状況はすすみ、ベルリンの労働者400,000人がストライキに入り、社会民主党および独立派と労働者大衆を結ぶ環として行動委員会が任命され、ハーゼ(H. Haase)、レーデブール(Ledebour)、ディットマン(Dittmann)が独立派からおくられ、一方社会民主党はエーベルト(Ebert)、シャイデマン(Scheideman)およびオットー・ブラウン(Otto Braun)がおくられた。しかし革命的状況のテンポは早く、また独立派左翼としてのスパルタクスと社会民主党右派との対立と指導争いははげしく、そうした状況のなかで、1918年11月9日、シャイデマンは共和国を宣言し、ドイツ最初の社会民主党政権が誕生したが、これは、スパルタクス団、すなわちリープクネヒトらのソヴェートの社会主義共和国(ドイツ自由社会主義共和国)の宣言に対抗したものであった。独立社会民主党の左派、すなわちスパルタクス団の労働者階級への影響をおそれた多数派社会民主党は、独立派の入閣によってその革命化を阻止しようとし、独立派は、多数派に対する妥協の条件として、すべての政治権力を掌握する労兵会議(workers' and soldiers' councils)によって選ばれる6名から成る人民委員(Commissars of the People)の設立を要求したのであった。それによれば、各省大臣はそのメンバーたりえず、逆に、それぞれ社会民主党および独立派から出ている2名の委員によって、各省大臣は統制されることになっていた。しかし、1918年、社会民主党政府の消極的な優柔不断な政策に抗議して、独立派は人民委員から脱退したため、ここに多数派社会民主党の単独支配が始まったのである。

以上のように、大衆の自然発生性の発現にたいして、左右両派の指導的な政党およびグループは、これに即応する目的意識性をうえつけるべく全力をつくしたのであったが、このような政治闘争の盛り上がりとは一応別に、労働組合運動が活発に展開され、この両者の接触が問題となってきた。「8時間労働制」、「官公労働者の団結権」、「自治体の失業者救済の義務」、「雇主による恣意的な解雇の防止」などの注目すべき立法が制定されたのであるが、しかしこの過程で、革命の推進役としてのスパルタクス団は、ロシア革命における「Soviet」をモデルとする労兵会議を各工場、仕事場などで結成したため、労働組合運動との関係が微妙なものとなっていった。すなわち、労働組合員の多くが独立派に加入したため、労働組合はそれにまき込まれることをさけるため、政治的中立を宣言し、その結果、労兵会議が、従来の労働組合運動の力を大きく制限するに至ったことは自然であった。この労兵会議は、多数派社会民主党と独立派との間にその執行部の構成をめぐるはげし

注(24) Rudolf Copor, Failure of a Revolution, Germany in 1918-1919, Cambridge Univ. Press, 1955, p. 61.

い論議が展開され、結局、双方7人の社会民主党員と独立派から成る14名の委員会が選ばれたのである。その後、さまざまな経緯ののち、労兵会議執行委員会は、多数派社会民主党、独立派、(右派)、革命的オプロイテおよびスパルタクスから、40名の代表を出して構成されることとなった。

以上にのべたような労働者の革命的組織にたいして、1918年11月15日、ドイツの労働組合は、ドイツの変動しつつある社会状況のなかで、労働組合側を代表するレギエン (Legien) と雇主を代表するステインネス (Stinnes) との間に、調停委員会の創設がとりきめられ、労資協議制 (joint consultation) の慣行が一般化されるに至った。これは、労兵会議によって革命的方向におしすすめられる傾向にたいする反動であり、労働運動を統制し、保守的な方向にみちびく役割を演じたのであった。すなわち、1920年、ドイツの労働組合は、ウァイマール共和国を支える役割を果たしたのであって、1919年7月、ニュルンベルクの労働組合会議によって、自由労働組合 (freie gewerkschaften) を再組織することを決定し、第1次大戦前のルーズな組織に代って、強固な全ドイツ労働組合同盟 (Allgemeine Deutsch Gewerkschaftsbund, General German Federation of Labour) が建設されたのである。15名から成る執行委員会は、組織を統轄し、3年毎に大会が開かれることとなった。この労働組織の下に、工場委員会 (works' councils) が工場内において、労働者の賃金および労働条件を改善する目的をもって、労兵会議に対抗的な役割を果たすものとして、1891年の産業法典 (Industrial Code) の修正のもとに出現し、ウァイマール憲法にも規定されたことは、次第に労働者を企業内に封鎖する役割を果たすこととなった。以上にのべたように、工場委員会は、工場および企業内における労使関係をおしすすめ、直接的に解決しえない紛争については調停委員会に提訴することによって、もっぱら労資協調の手段となったのである。このようにみえてくると、戦後の日本の企業別組合は、ドイツの工場委員会にもかなり類似しているように思われる。しかし、当時の日本共産党は、革命的オプロイテおよび労兵会議の役割を、この企業別組合および工場代表者会議に期待していたようである。その意味では、日本の前衛政党は、国際的な労働運動の経験に充分学ばなかったといえるし、また、その問題が更めて顧みられるべき時期にきているように思われる。⁽²⁸⁾ その場合、1945年から47年にかけての戦後労働運動における問題状況を正しく把握することなしには、その後の運動を理解することも困難となるであろう。

—1970. 10. 16—

注(25) 19世紀のドイツ労働組合運動は、大別して三つの傾向に分れていた。ひとつは、カトリック系のキリスト教労働組合 (Christliche Gewerkschaften)、つぎに協同組合運動の影響の根強いヒルシュ・ドゥンカー的組合 (Hilfsch-dunckerische Gewerkschaften) そして社会民主党系の組合であって、最後のものが、自由労働組合 (Freie Gewerkschaften) である。

(26) Comparative Labour Movement, edited by Walter Galenson, 1952, New York, pp. 276-7.

(27) 1891年の Industrial Code によって、20人ないしそれ以上の労働者を雇用する工場においては、工場委員会をつくるのが規定されたのであって、1918年12月には、政府は、「20人もしくはそれ以上の労働者を雇用する工場や店舗においては、工場委員会を強制する」ことが規定されたのである。

(28) 最近の著作として、西村隆通「日本の労働組合運動」ミネルヴァ書房、1970、および塩田庄兵衛、中林賢二郎、川沼隆「戦後労働組合運動の歴史」新日本出版社、1970年をあげておく。

新古典派的経済成長モデルにおける競争均衡

長 名 寛 明

従来の集計的成長理論は消費あるいは貯蓄の決定に関する問題を陽表的に取扱わず、貯蓄函数の性質に関して何らかの仮定を置くことによって分析を進めていたが、D. Cass と M. E. Yaari は最近の論文[2]において、集計的消費函数を各消費者の効用最大化行動の仮定から導出し、そのもとで競争均衡成長経路の性質を分析した。彼等は均斉成長経路の存在と競争均衡の動学的有効性とそのパレート最適性の同値性を証明したが、競争均衡成長経路一般の動学的有効性は証明されていない。

本稿の目的は、D. Cass と M. E. Yaari のモデルに類似のモデルについて、均斉成長経路の存在の十分条件を単純化すること、一般の競争均衡成長経路の均斉成長経路への単調収束を示すこと、および競争均衡成長経路のパレート最適性を証明することである。

I. 家計の行動

v 期に形成される家計 (これを家計 v と呼ぶことにする) を考えよう。全ての家計は無数の寿命を持ち、無限の計画期間を持つものとする。家計 v は各時点に1単位の労働を提供し、実質賃金 $w(t)$ を t 期に受けとる。またそれが資産 $A(t, v)$ を持っているならば、 t 期に $r(t)A(t, v)$ だけの収益を受けとる。ここで $r(t)$ は t 期に成立している利子率である。従って、その家計の経常所得は $w(t) + r(t)A(t, v)$ と書ける。家計はこれを消費 $C(t, v)$ と貯蓄 $A_1(t, v) \equiv \frac{\partial}{\partial t} A(t, v)$ に振り当てる。すなわち、その予算制約式は

$$(1) \quad A_1(t, v) = w(t) + r(t)A(t, v) - C(t, v)$$

となる。(1)を積分すると

$$A(t, v) = \int_0^t [w(s) - C(s, v)] \exp \int_s^t r(x) dx ds + A(v, v) \exp \int_0^t r(x) dx$$

となる。

本稿では、0期を競争過程の出発点とし、単純化のために、0期以後に形成される家計は初期資産を持たないものとする。従って、